

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

堺市

2 構造改革特別区域の名称

さかいICTひとづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

堺市の全域

4 構造改革特別区域の特性

○ 堺市の概要

堺市は、大阪府のほぼ中央部、大阪湾に面した位置にあり、世界三大墳墓の一つに数えられる仁徳陵古墳をはじめ、中世の時代に賑わった数々の歴史的・文化的資産を有し、南部の丘陵地域には自然豊かな里山が広がる個性豊かな都市である。市内には、JR線、南海本線・高野線の各鉄道、阪和自動車道・阪神高速道路・湾岸線があり、大阪の中心部まで約15分、関西国際空港まで約30分と交通至便な立地環境にある。

また、平成18年4月1日に面積149.99平方キロメートル、人口約83万人の全国で15番目の政令指定都市へと移行した。

政令指定都市移行を大きな推進力として、市民との協働による本市の輝かしい歴史と伝統を礎に、世界に二つとない「オンリーワン」のまちづくりを進める指針として、「自由都市・堺 ルネサンス計画」を策定した。この中では、「1. 人権尊重社会、男女共同参画社会の実現」、「2. 歴史と文化を活かした都市魅力の創出」、「3. 都心の活力創出と都市拠点の形成」、「4. 地域の発展を支える経済基盤の形成」、「5. 子どもたちを健やかに育む環境づくり」、「6. 支えあいと協働による安全で生涯安心なくらしづくり」、「7. 住みよい生活環境の創出と環境との共生」、「8. 市民とともに取り組む市政・まちづくり」の8つを重点施策として取りまとめている。

○ 産業について

臨海部の素材型産業の集積に加え、内陸部の機械、金属加工や伝統産業など多彩な地場産業が集積している。また、大阪府立大学をはじめとする市内及び周辺の大学、産業支援機関などの研究シーズの集積、さらに、優秀な人材、高い技術力を有する企業など豊富な資源がある。

また、有効求人倍率の上昇など、経済回復の兆しも見られるが、製造業を中心とした事業所の撤退や規模縮小、都心地域における業務需要の低下に伴う業務系ビルの空室の増加など、中心市街地の空洞化が進展し、新規開業率の減少や雇用吸収力の低下、ひいては税収の悪化を招くなど地域経済の低迷が続いている。

本市では、総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」をはじめ、「堺産業振興ビジョン」を策定し、事業環境の整備や事業者支援をうたうとともに、「自由都市・堺ルネサンス計画」においても、地域の発展を支える経済基盤の形成を重点施策としてうたっている。

また、地域再生計画にあつては、地域提案型雇用創造事業（パッケージ事業）等を活用した「自由都市・堺」再生計画が認定を受け、構造改革特区計画にあつては、「移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業」の特例を活用した「さかい新時代ものづくり特区」が第 8 回の認定を受けるとともに、臨海部への企業立地促進を促す「企業立地促進条例」を制定するなど、産業の活性化に向けて多角的に取り組んでいる。

一方で、IT の発展に伴って、情報のグローバル化が進み、産業界にとって、IR（Investor Relations:株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時、公平、継続して提供して行く活動全般）をはじめ、広報など事業規模の拡大、販路の拡大に IT は必要不可欠なツールとなっている。

そこで、本市においても起業家支援として IT 環境の整った事務所を提供する「新事業創造センター」の運営、雇用対策施策として IT をつかった情報検索ができる「ヤング JOB ステーション」を設置するなど、IT を取り入れた産業の活性化に取り組んでいる。

他方、大阪府においても、産業分野における地域競争力の強化を最重視し、既存産業集積のポテンシャルの活用を図るとともに、市場性などから、情報・通信関連分野を今後有望な産業分野として新産業の育成を目指していることから、将来的に、堺市は大阪都市圏の IT を活かした産業拠点都市となる地域でもある。

○ 教育分野

本市には、仁徳陵をはじめ、数多くの古墳群を有するとともに、伝統産業として、堺刃物、線香、自転車でも全国的にも名を配している。また、本市は、与謝野晶子・千利休・河口慧海をはじめ数多くの文化人を輩出するなど、数多くの観光資源も有しており、多様な世代や各国からの観光ビジターにも対応できるよう、ユビキタス社会に対応した教育、IT 技術の習得が必要である。

そこで、本市では、「構造改革特別区域研究開発学校設置制度事業」（学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程）の特例を活用した「さ

つき野小中一貫キャリア教育特区」を第6回認定で受け、小学校からの英語教育に取り組むとともに、ITの発達に伴う情報の国際化に対応すべく、平成18年度からIT化推進校において、学習用教材ソフトを活用した授業や学習支援を行うなど、ITを取り入れた施策を展開している。

○ ユニバーサル社会の実現をめざして

国土交通省が推進しているすべての人が持てる力を発揮し、支え合って構築する「ユニバーサル社会」の実現に向けたIT活用の取り組みとして、社会参画や就労などにあたって必要となる「移動経路」、「交通手段」、「目的地」などの情報について「いつでも、どこでも、だれでも」がアクセスできる環境づくりを目的とした「自律移動支援プロジェクト」に参画するなど、さまざまな分野でのIT導入・利用に取り組んでいる。

現在、内閣府が一体となって進めている「e-Japan戦略」、ユビキタスネット社会の実現を目指す総務省の「u-Japan政策」に見られるように、本市においても電子自治体の推進、ITを取り入れた雇用対策・地域の活性化及び市民情報に対する技術や認識の向上に貢献する、高度ICT（Information and Communication Technology）人材の育成を図るため、第12回認定時には修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業、第14回認定時には初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業がそれぞれ認定され、取り組んでいるところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」は、経済産業省が実施している国家試験であり、前者は情報システム利用者側、後者は情報システム運用者側の人材育成を図るものである。これらの試験に合格するには、コンピューターの基礎知識のほか、著作権法など関連法規の知識も体系的に習得することが求められており、IT技術に習熟しているだけではなく、社会秩序や法令に配慮できる良識ある高度ITC人材の育成に役立つものと考えられる。

また、これら試験制度の一部を免除する本特例措置の活用により、IT資格の取得機会が増えることにつながり、IT教育指導者の育成、ニート対策としての就業促進、企業の担い手育成、引いては本市の重点施策である産業の活性化にもつながるだけでなく、次世代を担う人材育成に有益な効果を期待できる。

一方、本特例措置の適用を受けようとする者は、本市においてこれら事業を行ってきた実績があり、民間活力を活かした地域の活性化に最適な主体であると考

える。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回、構造改革特別区域計画の認定を受けて実施される特定事業は、「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」の国家試験の受験の機会を増やすことにつながる。両資格取得は、企業が求めるIT能力を有する客観的な証となることから、学生の就業支援や、現在定職に就いていない者の就業を促進することにもなり、雇用対策につながる。

また、本特例措置の活用は、高度ICT人材の育成につながり、企業、行政におけるITの担い手育成だけでなく、SOHO（Small Office / Home Office workers・place：独立した小規模事業者及び個人事業者、在宅、副業型事業者）事業を推し進めるものである。

これらの雇用対策や多様な雇用形態の実現は、地域経済全体への経済波及効果をもたらし、経済活動の活性化につながるものである。また、多様な分野でのIT導入として、観光、安全・安心なまちづくりなどの施策の実現に役立つものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

○ 産業・雇用関係

特例措置の活用による経済的社会的効果として、IT資格試験取得機会の拡大による資格取得者の増加が期待できる。IT資格を有していることが就職活動に有利に働く企業が多いことから企業選択の範囲が拡大し、企業ミスマッチによる離職者数の減少につながり、企業の担い手確保に役立ち、人材不足による事業規模の減少、倒産防止につながるという社会的効果が期待できる。

また、IT資格者が増えることで、企業のITを使った活動範囲の拡大、広報ツールの拡大は、企業活動の活性化・効率化に寄与する。

さらには、資格保有による男女の雇用機会の均等にも寄与する。

○ その他

地域によるITスキルの高い人材の充実によるホームページの開設や、SOHO事業の展開など、個人の生きがいづくりにも役立つ。

また、ITはユビキタス社会実現のツールとなることから、暮らしやすいまちづくり、魅力ある都市の実現に役立つ。

8 特定事業の名称

- 1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○ 総合的中小企業支援拠点の整備

中小企業の総合的な支援拠点を整備し、事業可能性評価に基づいた重点支援などを実施するとともに、「さかい新事業創造センター」や「堺商工会議所」との連携を図り、産業振興機能を強化する。

○ 産業支援人材育成機能の整備

国の機関と連携し、産業支援人材育成のための教育計画に基づき、企業や技術移転支援などの専門分野の人材を育成する。

○ 雇用促進事業

若年者と女性を中心に人々が意欲や能力に応じて働くことができるよう、「ヤングJOBステーション」の事業拡充、女性の再就職支援や職業能力開発の支援に取り組む。また、団塊の世代や高齢者の職業能力開発、社会参加支援に取り組んでいる。

1 特定事業の名称

1131 (1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 ヒラタ学園 (大阪府堺市西区鳳西町 3-712)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男

(東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ試験講座 (試験対策コース/J 検併用コース)
別添資料履修計画のとおり

【学校法人 ヒラタ学園 近畿コンピュータ電子専門学校】

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

具体的には、当該講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

(2) 修了認定の基準

第一号及び第二号を満たした者について修了試験を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一. 民間資格試験「情報処理活用能力検定 情報活用試験 1 級」を受験し、これに合格すること。
- 二. 該当認定講座の出席率（80%以上）をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること。
- 三. 該当認定講座の出席率（80%以上）をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること。

初級システムアドミニストレータ試験講座（試験対策コース／J 検併用コース）

80%以上

【学校法人 ヒラタ学園 近畿コンピュータ電子専門学校】

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ・ 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。

当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

- ・ 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の開設者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
- ・ 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。
- ・ 修了認定に係る試験会場は、特区区内域に当該認定講座の開設者が指定する施設とする。
- ・ 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行なうものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の開設者が行なう。
- ・ 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の開設者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

名 称 情報検定（情報活用試験 1 級）

試験科目 情報検定（情報活用試験 1 級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1)データと情報
		(2)情報の表現方法
		(3)情報の活用、情報処理の手順
		(4)情報の収集と発信
		(5)情報の管理
2	パソコンを利用したシステム	(1)パソコンシステムとその環境
		(2)オペレーティングシステム
		(3)ファイルシステム
		(4)パソコン関連機器とインタフェース
3	ネットワークの利用	(1)情報通信ネットワークの概要
		(2)インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
		(3)モバイルコンピューティング
		(4)ネットワーク上のパソコンの管理
4	情報ネットワーク社会への対応	(1)情報ネットワーク社会に関する用語・知識
		(2)社会におけるコンピュータの利用
		(3)知的財産権
5	情報セキュリティ	(1)ネットワークセキュリティ
		(2)コンピュータセキュリティ

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである

1 特定事業の名称

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 ヒラタ学園 (大阪府堺市西区鳳西町 3-712)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋 3-3-14 京橋 AK ビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

基本情報技術者講座(試験対策コース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験 2 級併用コース) 別添資料のとおり

(2) 修了認定の基準

基本情報技術者講座(試験対策コース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験 2 級併用コース)については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力試験(2 級)」を受験し、合格並びに第 1 部科目合格したものであって該当講座の出席(出席率 8 0 %以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、学校法人 ヒラタ学園 近畿コンピュータ電子専門学校において、平成 16 年 4 月 1 日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2 級)」を受験し、合格した者で、平成 18 年 4 月から実施されている基本情報技術者講座(試験対策コース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(試験対策コース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については、履修したものとみなし、未履修科目については、当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の受験資格を与えるも

のとする。

よって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修科目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）
	流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語（種類と特徴など）
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など）
	入出力インタフェース（種類と特徴など）
	入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
	クライアントサーバシステム、RAID など
	システムの性能、信頼性、経済性など
	5 ソフトウェア
	オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など）
	ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど）
	ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など）
	言語処理ツール（コンパイラ、リンカ、ローダなど）
CASE、エミュレータ、シミュレータなど	
6 ハードウェア	
基本論理回路、組合せ回路など	
3 技術要素	
7 ヒューマンインタフェース	
GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
8 マルチメディア	
オーサリングツール、JPEG、MPEG など	
9 データベース	
データベースのモデル、DBMS など	
データ分析、データベースの設計、データの正規化など	
データ操作、SQL など	
排他制御、障害回復、トランザクション管理など	
データウェアハウス、データマイニングなど	

テクノロジー系	10 ネットワーク	インターネット (各種プロトコル、IP アドレスなど)	
		LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど)	
		LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など	
		OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など	
		ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど	
	11 セキュリティ	暗号技術、認証技術、利用者確認など	
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など	
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など	
	4 開発技術	12 システム開発技術	業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など)
			モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
構造化プログラミング、コーディングなど			
テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど			
13 ソフトウェア開発管理技術		ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)	
		SLCP、リバースエンジニアリングなど	
マネジメント系	5 プロジェクトマネジメント	14 プロジェクトマネジメント	コスト見積り (ファンクションポイント法など)
			日程計画 (アローダイアグラムなど)
			進捗管理、品質管理、コスト管理など
	6 サービスマネジメント	15 サービスマネジメント	ITIL (サービスサポート、サービスデリバリなど)
			コンピュータの運用・管理、システム移行など
ストラテジ系	7 システム戦略	17 システム戦略	業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)
	8 経営戦略	19 経営戦略マネジメント	経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など)
			マーケティング理論、マーケティング手法など
			経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)
		21 ビジネスインダストリ	ビジネスシステム (POS システム、EOS など)
			エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など)
		e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)	
	9 企業と法務	22 企業活動	経営組織 (事業部制組織、CIO など)
			ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など)
			経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など)
			OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など)
			会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど)
23 法務		知的財産権 (著作権、産業財産権など)	
		ガイドライン (ソフトウェア管理ガイドラインなど)	
		標準化団体 (JIS、ISO、IEEE など)	
		各種コード (文字コード、QR コード、ISBN コードなど)	
		補助単位 (T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。